

警報発表時・地震発生時の措置について

気象に関する警報及び地震情報が出された時の取り扱いについては、次のとおりです。

記

1. 臨時休業となる場合

① 暴風警報または大雨警報が発表されている時

「和歌山市」に暴風警報または大雨警報が発表されている時は、臨時休業となります。児童を登校させないでください。また、「家庭待機」ですので、外出もさせないでください。

和歌山県北部や紀北地方の区分で警報が発表されている場合は、「和歌山市」が対象となっているかの確認をお願いします。和歌山市が含まれていない場合は、普通授業を行います。

② 震度5弱以上の地震が発生した時

震度5弱以上の地震が発生し、津波等の危険が予測される場合は、臨時休業となります。

③ 地域の状況により危険と判断される時

警報の有無に関わらず、危険が予測される状況下においては、一時登校を見合わせたり、休業の措置をとったりすることがあります。

冠水の危険性のある地域（ガーデンパレス南側・学校からきのくに信用金庫方面・戸ロマンション周辺 等）

2. 授業・給食について

(1) 午前6時から午前7時30分までに警報が解除された場合は、

午前8時30分から午前中普通授業を行います。給食はありません。

(2) 午前7時30分から午前10時までの間に警報が解除された場合は、

警報解除後1時間遅らせて午前中授業を行います。給食はありません。

※警報が解除された場合でも、地域によっては危険が予想される時は、児童の登校を見合わせ「家庭待機」させてください。その場合、その旨を担任まで必ずご連絡ください。

(3) 午前10時以降に警報が解除された場合は、

その日は臨時休業となります。児童を登校させないでください。

3. その他

(1) 児童が学校にいる時、暴風警報や大雨警報が発表されたり、地震が発生したりした場合は、児童の安全を最優先し、下校または学校待機のどちらかの判断を行います。津波警報が発表された場合は、楠見中学校方面への避難を予定しています。ご家庭の皆様も同方面にお出でください。また、放課後や休みの日に地震が起こったとき、どこに避難するか、待ち合わせ場所をどこにするか等の話し合いをしておいてください。

(2) 天候が悪くなると予想されたり、地震が発生したりした場合は、必ずご家庭でテレビ、ラジオ等の情報を見たり聴いたりして、状況の確認をしてください。

※警報が発表されていることが確かな場合は、メール連絡システムなどを使用した学校からの連絡は行いません。

※「警報発表時・地震発生時の措置について」は、本校ホームページにも掲載しております。

このお知らせは1年間使用します。ご家庭の見やすい場所に、貼っておいていただきますようお願いいたします。